平成２６年（フ）第９０２６号
東京都板橋区高島平９丁目17―15―404
債務者　先崎　正彦
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０２７号
東京都練馬区高松４丁目15―３　第５富士見荘102
債務者　金澤　英子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０３０号
神奈川県川崎市川崎区旭町１丁目３―１―501　ハーヴェストⅡ
債務者　宇賀神直輝
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０４５号
東京都江東区大島７丁目39―３―1009
債務者　川上　和幸
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０４８号
東京都世田谷区千歳台５丁目12―６―202
債務者　吉田　真名
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０５２号
東京都練馬区上石神井１丁目12―11―101
債務者　小幡　将幹
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０５５号
東京都墨田区江東橋５丁目４―１―405
債務者　星野　綾乃
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２８号
沖縄県宜野湾市大山４丁目14番６―102号　サンセットビュー大山、住民票上の住所沖縄県宜野湾市長田３丁目６番１号　２Ｆ
債務者　アドネット沖縄こと　平田　真也
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１７１号
広島県福山市南蔵王町６丁目18番32―704号　アルファステイツ南蔵王
債務者　林　　幸江
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午前11時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第７５５８号
東京都中野区白鷺２丁目29―４―102
債務者　青木　拓也
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５８９号
東京都世田谷区深沢６丁目７―13―303
債務者　後藤　和則
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１０号
静岡県浜松市東区下石田町1252番地の１　メゾンフェニックスⅢ105、前住所静岡県浜松市東区下石田町156番地の６
債務者　大石　芳正
法定代理人補助人　大石　　勝
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３１１号
静岡県浜松市中区早出町235番地の７　ｃｏｚｙ　ｔｅｒｒａｃｅⅡＣ―２、前住所静岡県浜松市東区下石田町156番地の６
債務者　大石　　勝
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３８７８号
大阪市城東区野江１丁目２番３―606号
債務者　島田　裕章
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６３号
栃木県小山市神山２丁目５番５号　メゾンアイ305号
債務者　青柳　正子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部